



付属研修資料(DVD)を併せて活用しましょう。

いじめ対応研修テキスト

いじめ対応の手引



YouTubeにリンク
しています。

—— 子供たちが行きたくなる、安心・安全な学校にするために ——

この手引は、子供たちに直接関わる教職員が、いじめ問題に的確に対応できるようになることを目的に作成したものです。

学校生活の中で頻繁に起きる子供たちのトラブルに目を向け、典型的な事例をもとに、教職員が陥りがちな対応の落とし穴を対応の「問題点」として示し、弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門家の助言を加えて、問題を重大化しないためにはどのように対応していけばよいのか、具体的に例示しています。

学級担任や部活動顧問等子供たちに日常的に関わっている教職員が、この手引をもとに改めていじめの対応について研修を深め、各学校からいじめに苦しむ子供が一人でも減るよう、適切な対応方法を身に付けてほしいと願っています。

なお、この手引は、研修テキストという面を持っています。付属のDVDと併せて使うことによって、より効果的な研修が可能になります。各学校で行ういじめ対応の研修会等だけでなく、個人的な研修にも活用できる構成になっていますので、常に手元に置き、活用してほしいと思います。



オープニング



教育長メッセ
ジ

■ 手引の構成

いじめ対応の流れ	1 p
いじめの対応(研修事例1)「いじめられています。」という訴えを受けた場合	3 p
問題点と留意点及び専門家の解説1	4 p
いじめの対応(研修事例2)いじめた児童生徒が謝罪に応じた場合	6 p
問題点と留意点及び専門家の解説2	7 p
いじめの対応(研修事例3)保護者から「うちの子がいじめられているのではないか。」という訴えを受けた場合	9 p
問題点と留意点及び専門家の解説3	10 p
聞き取り内容の記録と保管	12 p
いじめ対応のポイント	13 p
学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	14 p
宮城県生徒指導上の諸問題に関する協議会からのメッセージ 他	

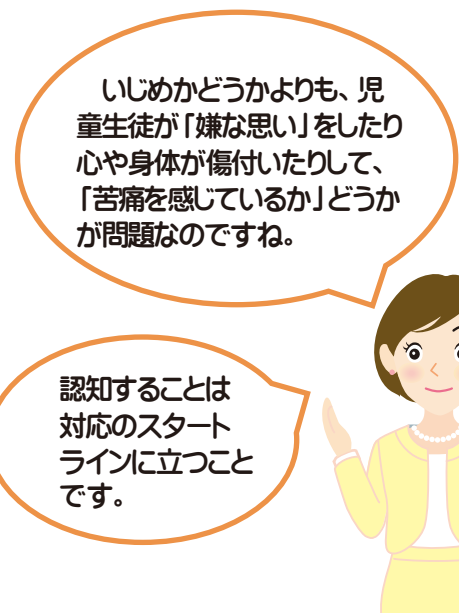
宮城県教育委員会

平成29年3月

いじめ対応の流れ

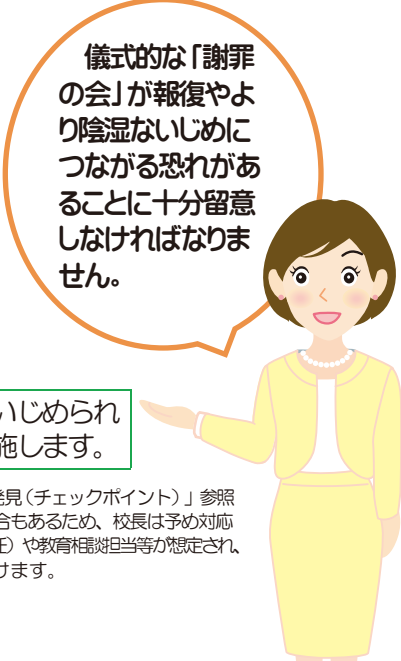
○以下は基本的な流れを示したものであり、状況に応じて対応順序の変更等柔軟な対応が必要になる場合があります。

いじめ対応の流れ	対 応
1 察 知	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に児童生徒に接している学級担任等は、児童生徒が見せる些細な変化に気付くことができます*1。学級担任等は「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか。」という教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかむことが必要です。
2 発見・発覚	<ul style="list-style-type: none"> 本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、地域・関係機関等からの情報提供、インターネット巡視（ネットパトロール）、教育相談、アンケート調査、日記等の記述等によっていじめを見つけ出します。 特に本人や保護者から訴えがあった場合は、すでに重大化していることが予想されますので、速やかな対応が求められます。
3 聞き取り (いじめられた児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が安心して話せる環境を整え、児童生徒が話しやすい教職員が聞き取ります。 いじめの端緒をつかんだら、気になる児童生徒から「嫌な思いをしていないか。」「困っていることはないか。」について聞き取ります。その際、児童生徒が「大丈夫」「特にない」などと言った場合も注意して見守っていくことが大切です。また、2、3日程度期間を空けたり、養護教諭やスクールカウンセラー等学級担任以外の教職員が聞き取ったりすることが必要な場合もあります。 具体的に苦痛に感じていることは何か、どのようになることを望んでいるのか、本人の希望を聞き取ります。 <p>〔学校及び教職員の責務：いじめ防止対策推進法（以下「法」）第8条〕</p>
4 相談・報告	<p>発見・発覚した、いじめの疑いのあるトラブルやいじめにつながりそうな出来事は、学年会等で相談するとともに、速やかに「いじめ・不登校対策担当者（以下「担当者」）」に報告します。（教職員の義務：法第23条2項）</p>
<p><いじめの定義(法第2条)> この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	
5 認 知*1	<ul style="list-style-type: none"> 担当者は、招集した仮認知のための組織（以下「いじめ認知チーム」という。）メンバー*2と協議の上、仮判断します。 ● 法第2条の定義に当てはまるものは全て認知します。（いじめ認知件数*3として報告） ● いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じたか」が認知の判断規準になります。 次にいじめ認知チームは担当者を中心にして、認知した事案を3つの段階に仮仕分けし、今後の対応を含めた仮判断・仮仕分けの結果を対応案として校長に具申します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>I 段階事案：児童生徒が心身の苦痛を感じるがあったが、学年組織等で対応できる事案*2</p> <p>II 段階事案：児童生徒や保護者等からの訴えがあった、あるいはI 段階の事案等が繰り返されている等、組織的な対応が必要な事案</p> <p>III 段階事案：重大事態が疑われ、早急な組織対応が必要な事案</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 校長は必要に応じて「いじめ防止対策委員会」*4等の開催を指示します。



★1 いじめの認知は原則として「いじめ防止対策委員会」等で組織として行いますが、いじめの内容に応じて校長が指示します。
 ★2 I 段階事案には、その場で学級担任等が止めるように指導することで解消したもの、指導後一定期間様子を観察した結果解消したと判断されたもの等を含む。また、教職員等の指導がなくても児童生徒同士によって解消する場合もあるが、いじめとして認知しなければならぬ。

6 対応方針の決定	いじめられた児童生徒の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方針を学校いじめ防止対策委員会で協議し、校長が決定します。迅速な対応が必要な場合には、「いじめ認知チーム」で検討した対応案を担当者が具申し、校長の決裁を得て実施します。
7 教育委員会への報告	<p>【Ⅰ段階事案】 月ごとの定例報告で報告します。</p> <p>【Ⅱ段階事案】 おおむね1週間以内に報告します。</p> <p>【Ⅲ段階事案】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認知した段階で、速やかに電話等で教育委員会に報告し対応方針の指示を受けます。 ② 学校が主体となって調査した場合は、調査の経過をその都度報告します。 ③ 調査終了後報告します。 <p>* 法第28条第1号の事態が疑われる場合は、教育委員会が主体となって調査を行います。</p>
8 保護者への連絡 (いじめられた児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> • いじめられた児童生徒から聞き取った内容を保護者に報告します。 • 学校としての対応方針を伝えます。 • 調査や対応について、保護者の意向を確認します。
9 聞き取り (いじめた児童生徒・第三者)	<ul style="list-style-type: none"> • 担任以外の教職員から担当者を指定し、児童生徒に寄り添う姿勢を示しながら聞き取ります。 • 児童生徒が複数いる場合は、個別・同時期に行います。
10 安全確保	いじめられた児童生徒の希望を確認して、教室等での安心・安全を確保します。 (教室の座席配置の変更、清掃や修学旅行での班編成の変更、部活動での練習相手の配慮等)
11 保護者への連絡 (いじめた児童生徒)	調査結果を報告し、指導方針を伝えます。いじめた児童生徒がいじめを認めていない場合も将来に向かって指導すること ^{※3} を伝えます。
★3 いじめた児童生徒の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えたとしても「見解の相違」として指導は行います。	
12 指導 (いじめた児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> • できるだけ複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求めます。 • いじめを確実にやめさせます。このとき必要に応じて、やめない場合の出席停止^{※5}を含む学校の対応方針を伝えます。 • 反省を促し、自分の行為の責任を自覚させます。 • いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も将来に向かって指導します。 • 謝罪の会については、いじめた児童生徒が自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者も希望しており、謝罪の場を設けることが関係修復の手法として適切と思われる場合に実施します。
13 双方の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> • 指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒双方の保護者に連絡します。 • 謝罪の場を設定するときには、双方の保護者が同意していることを確認します。
14 防止措置の検討と実施	校内いじめ防止対策委員会等を開催し、いじめ防止体制の見直しやいじめ未然防止教育の推進について具体策を協議し、全教職員がその認識を共有し、徹底します。
15 経過観察	組織的な見守りの体制を整え、相当の期間経過観察を継続し、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方に計画的に声掛けや面談を実施します。



※1：「いじめ問題への対応～学校の取組の徹底について～『いじめを許さない学校づくりのために』（H24.9）」掲載の「いじめ早期発見（チェックポイント）」参照
 ※2：いじめ防止対策委員会等、法22条が定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は構成員が多く迅速な対応が難しい場合もあるため、校長は予め対応案を策定するメンバーを「いじめ認知チーム」として委員会から抽出し、指名しておくことが必要です。メンバーとしては生徒指導主事（主任）や教育相談担当等が想定され、2、3名程度で構成します。なお、いじめ防止対策委員会の構成員については、各学校が学校いじめ防止基本方針で位置付けます。
 ※3：いじめ認知件数の定義については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の手引きを参照。
 ※4：いじめ防止対策委員会等の名称については各学校が学校いじめ防止基本方針の中で独自に付けています。
 ※5：「出席停止マニュアル」（H24.11／宮城県教育委員会）を参照。



● 担任教師のこの対応をどう思いますか。自分の学校や学級を想定して考えてみてください。

(シーン1)

② 分かった。分かった。
今日は忙しいから、明日
Bさん、Cさん、Dさん
に話しておくよ。



担任教師

生徒A

① クラスの女子3人が私のテ
ストの結果を見て、「こんなも
のも分かんないの。」としつ
こく言ったり、教室内で笑っ
たり、話しかけても無視した
りするんです。なんとかして
ください。

(シーン2)

③ Aさんが君たちに、テストの結果を
見て「こんなものも分かんないの。」
としつこく言われ、笑われたり、無視
されたりすると言っているが本当か。

⑤ 笑ったのは他のこ
とがおかしかったか
らで、Aさんのこと
じゃありません。

④ テストの結果を見て、「こんな
ものも分かんないの。」とは言っ
たけど、しつこく言っていませ
ん。

⑦ Aさんが言っていることと違
うなあ。本当にいじめてない
んだな。



担任教師

⑥ 無視もしてません。

⑧ 先生、私たちのこ
と信用しないの。

⑨ 分かった、テストのことは謝
りなさい。それ以外はAさんの
勘違いかもしれないな。とに
かく、人が傷つくことを言っ
てはダメだぞ。



生徒B

生徒C

生徒D

(シーン3)

⑩ Bさん、Cさん、Dさんは、テストの結果
を見て、「こんなものも分かんないの。」と
言ったことは認めたが、いじめなんかしてい
ないと言っていた。笑われたり無視されたり
したというのは、勘違いじゃないのか。
とにかく、人が傷つくことをしてはいけな
いと話しておいたから、もし、また何かあつ
たら先生に言いなさい。



担任教師

生徒A

⑪ 分かりました。



このマークがある
ページは付属研修
資料 (DVD) を
活用できます。

★〇付き数字は吹き出しの発言に対応しています。

問題点	(シーン1)②Aの心情を理解せず、緊急性への認識がない。
留意点	本人が訴えてきたという時点で、Aにとっては深刻な事態になっているという認識をもつ必要があります。Aにとっては、切羽詰まった状況であり、その思いが担任に伝わっていないと感じると、その後相談しなくなることが考えられます。いじめ被害の訴えには、最優先で対応する必要があります。

問題点	(シーン1)②十分な事実確認をしていない。
留意点	事実確認をする場合には、児童生徒の心身の状態や発達段階に十分配慮し、事実を整理しながらいじめの内容を具体的に聞き取る必要があります（日時、場所、いじめた児童生徒、具体的な行為等）。*12 ページの「聞き取りシート」参照

問題点	(シーン1)②本人の希望を聞いていない。
留意点	具体的にどのようなことを希望しているのか、本人の希望を聞きます。 「苦痛に感じていることは何か。」「具体的にどんな行為をやめてほしいのか。」「今後いじめる児童生徒とどのような関係でいたいのか。」「学校生活の中で配慮してほしいことは何か。」等

問題点	(シーン2)③保護者の希望を確認していない。
留意点	いじめられた児童生徒の保護者に対しても今後の調査や指導の見通しを知らせ、聞き取りの進め方やいじめた児童生徒への指導等についての意向を確認します。また、家庭での児童生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝えます。

問題点	(シーン2)③対応方針がないままで聞き取りをしている。
留意点	担任からいじめ発生の報告があり次第、本人・保護者の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方針を、学校いじめ防止対策委員会等で決定します。迅速な対応が求められる場合には、いじめ不登校対策担当者を中心としたいじめ認知チーム（学級担任や学年主任、生徒指導主事等をメンバーにした少人数の組織）で仮の方針を策定し、校長に具申します。

問題点	(シーン2)3人一緒に話を聞いている。
留意点	複数の生徒が関係している場合、原則として個別・同時期に聞き取りを行います（口裏合わせを防ぐ）。担任以外の教員をいじめられた児童生徒担当といじめた児童生徒担当に分け、それぞれに寄り添う姿勢を示しながら話を聞くようにします。担任は学級の児童生徒全員の味方である必要があります、公平性を保つ意味でも担任以外の教員が対応するべきです。

問題点	(シーン2)⑦B、C、Dの心情やいじめをした背景等を把握していない。
留意点	個別に話を聞くことで、グループ内での立ち位置やいじめをするに至った背景、個々の希望を聞き取ることができます。また、それぞれの担当教員を固定化することで、寄り添う姿勢を示すことができ、心情を含めて聞き取ることが可能になります。

いじめを受けた児童生徒は心にダメージを受けているので、周囲の目に付かないように配慮し、児童生徒の話すペースに合わせ、時間をかけて少しずつ聞き取るようにしましょう。





話してくれたことを労い、言葉遣いや口調、表情にも注意して聞きましょう。

いじめを訴えるには勇気と覚悟が必要です。

話を聞くときには、まずは「よく話してくれたね。」とその勇気と適切な行動を労ってください。そして、聞き取りの際には、言葉遣いや口調、表情等にも十分配慮しながら、受容的な態度で聞くことが大切です。

また、「万が一、またいじめられたり、先生に話したことで仕返しをされたりした場合には、すぐに教えて欲しい。」「全職員が味方であり、全力で守る覚悟がある。」と具体的に伝えることも重要です。

いじめられている児童生徒は、人に対する不信や不安が高まっている心理状態にあります。聞き取る際に不用意に何度も同じ質問を繰り返したり疑うような口調や表情をしたりすると「被害者なのに責められた。」「問い詰められて悪者扱いされた。」と受け取ることがあります。事実を確認することは重要ですが、不安や恐怖心等いじめられた児童生徒の気持ちに共感しながら、安心感が得られるよう配慮しなければなりません。



スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、児童生徒が身近な人には話せないことを聞く存在です。

いじめられている児童生徒、いじめている児童生徒の中には、評価をする立場である「先生には話したくない。」と口をつぐんでしまうケースもあります。また、いじめられていることを身近な人には知られたくない児童生徒も多いようです。そのような時、私たちスクールカウンセラーが話を聞くことで問題解決の糸口がつかめることがあります。

「教師とは違う守秘義務を持つ第三者」であることから、主観的事実や思ったことなど何を話しても大丈夫という安心感があるようですね。

いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の話が合わなくても将来に向かって指導できます。

いじめられた児童生徒といじめた児童生徒の話が合致するまで繰り返し聞き取りを行うことは、供述の強要につながるリスクがあります。

指導する上でいじめられた児童生徒の言うとおりのいじめがあったと認定することは、必ず必要というわけではありません。事実認定が必要になるのは、出席停止等の措置を課そうとする場合等に限られ、いじめについて将来に向かって指導する上で、必ずしも双方の主張が合致している必要はありません。相手が嫌がることや相手を傷付ける行為をしてはならないということをしっかり指導しましょう。



弁護士

今後の展開について話しておきます。

証拠がない中でいじめた児童生徒に事実確認しても、否認され、報復につながる恐れがあります。Aに対しては、報復の恐れも含めて今後の展開について話しておく必要があります。

証拠を集めておくことも大切です。

目撃者や身体の傷やあざ、破損した衣服や文房具、ネット上の情報、同じいじめをされている児童生徒の証言等の証拠を集めておくことも大切です。

スクールソーシャルワーカーはいじめの未然防止に努めています。

私たちスクールソーシャルワーカーは、いじめに悩む児童生徒の苦痛を軽減し、児童生徒の安全と命を守るために活動しています。

私たちは不登校や学習困難、虐待、発達障害、部活動でのトラブルなど様々な相談にのっていますが、それらの問題を様々な角度から捉え、背景にいじめが隠れていないかという視点も常に持っています。また学校だけでなく、地域・市町村全体の特徴や出来事についての情報にも気を配り、教育委員会や学校、関係機関から入る些細な情報にも敏感に反応し、様々な問題を小さいうちに解決していくことで、いじめの発生を予防するように努めています。



スクールソーシャルワーカー

● 担任のこの対応をどう思いますか。自分の学校や学級を想定して考えてみてください。

(シーン4)

担任教師

生徒E

② 分かったわ。すぐになんとかしましょう。

① 先生、うちのクラスの男子3人が休み時間になると「プロレスごっこやろう。」と言ってきて、叩いたり蹴ったりしてくるんです。ぼくが「やめて。」と言っても聞いてくれなくて、強引に技をかけてくるんです。先生、なんとかしてください。

(シーン5)

担任教師

生徒F

生徒G

生徒H

③ Eさんが君たちにいじめられたと話していますが、本当ですか。叩いたり蹴ったりしたのですか。

④ ぼくたちがしていたのはプロレスごっこです。

⑤ でも、プロレスのわざで、パンチやキックをしたことはあります。

⑥ パンチやキックをしたことはあるんですね。

⑦ はい。でもプロレスごっこです。

⑧ では、Eさんに謝りなさい。

⑨ 遊びのつもりだったけど…。

(シーン6)

担任教師

生徒E

⑩ パンチやキックをしてすみませんでした。

⑪ これからはもうしません。すみませんでした。

⑫ うん。

⑬ では、これで仲直りですね。仲直りの証として握手をしましょう。

問題点	(シーン5)③～⑦ いじめた児童生徒への指導が十分に行われていない。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> いじめた児童生徒に対しては、聞き取りと指導を混同せず、いじめの客観的事実といじめを行った理由や気持ちを区別して聞き取ることが大切です。 いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、根気強く継続的に指導していかなければなりません。 なぜそのような行為に至ったのか、被害者の苦しみはいかほどのものであったか等自分の行為を振り返らせ、その責任の重さに気付かせる必要があります。 今後の対応方針を具体的に知らせておく必要があります。

問題点	(シーン5) 謝罪の場を設けることについて、いじめられた児童生徒の希望とその理由を確認していない。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童生徒が必ずしも謝罪を希望するとは限りません。過去のことにはこだわらず、将来いじめをしないことを約束してくれればよいという場合や関係の修復を希望せず、むしろ関わらずに過ごすことを望んでいること、謝罪を受け入れるまでに長い時間を要することもあります。 いじめた児童生徒が自発的に謝罪することを望んだとしても、いじめられた児童生徒の希望の有無とその理由（もうしないという意味を確認し安心して通学したい、仲直りし良好な人間関係を築きたい、感謝されたい、報復したい）を確認した上で行う必要があります。 謝罪の場を設定する際には、 <ol style="list-style-type: none"> いじめた児童生徒が自発的に希望しているか いじめられた児童生徒、保護者が希望しているか 謝罪の場を設けることが関係修復の手法として適切であるか について確認する必要があります。

問題点	(シーン6)⑬ いじめられた児童生徒の安全確保と安心な環境整備がなされていない。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 本人の希望を確認して、いじめられた児童生徒の教室等での安心・安全を確保する必要があります。 教職員は受容的態度で接するとともに、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、不安を取り除くことが大切です。 まずは全教職員が情報を共有し、該当児童生徒を注意して見守ること、教職員の目が届かないところでも一人にさせないように、仲のよい児童生徒等に声を掛けておくこと等の配慮をします。 「教室の座席配置の変更」「清掃や修学旅行等の班編成での配慮」「部活動での練習相手の配慮」「クラス替え」などの措置をとります。

警察との連携

いじめた児童生徒に対しては、教師が親身になり愛情を注ぎながら一緒に振り返り「いじめは絶対に許されない行為であること」を指導していく必要があります。しかし、「犯罪として捉えるべき行為^{※6}」や「必要な指導は行ったが、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難である場合」には警察に連携を求めることが必要です。

●具体的な警察との連携の在り方

- ① 日頃の情報交換**
児童生徒の問題行動、非行防止等の観点から情報を共有しておくことが大切です。
- ② 警察職員による指導説諭**
警察職員から指導説諭を行うことで効果が期待できるケースがあります。
- ③ 犯罪性のあるいじめ等の連絡・対応相談**
被害届の有無に限らず一報しておくことが必要です。
- ④ 被害届による事件化**
加害行為の予防・制止、捜査による事実解明と非行からの立ち直りが期待できます。

※6 (例) 同級生の腹を繰り返し、殴ったり蹴ったりする等(暴行罪:刑法208条)、顔面を殴打しあごの骨を折るけがを負わせる等(傷害罪:刑法204条)、断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる等(恐喝罪:刑法249条)、学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る等(脅迫罪:刑法222条)。

「謝罪」はいじめた児童生徒の教育のために行うものです。

謝罪の目的は、いじめの防止（いじめられた児童生徒の安心した学校生活）といじめた児童生徒の教育的指導（ただし、いじめられた児童生徒の意思に反しない限り）です。学校で行う謝罪は、いじめられた児童生徒や保護者の慰謝や報復のために行うものではなく、学校はそのような謝罪に関与すべきではありません。いじめられた児童生徒及び保護者の納得を追い求めてはいけません。また、許すことを指導することも回避すべきです。

いじめられた児童生徒の安心・安全を確保しましょう。

いじめた児童生徒の「別室登校」や「出席停止」について、必要であれば躊躇せずに実施することが必要です。ただし、事実認定は慎重に行う必要があり、専門家の支援を受けながら実施することが望ましいでしょう。

万引きをしたなどの噂を流された事案では、名誉回復措置を検討・実施する必要があります。



弁護士



私たちスクールソーシャルワーカーは、児童生徒の「困り感」に視点を当てて働き掛けます。

私たちスクールソーシャルワーカーは、いじめがあったかどうかを問題にするのではなく、児童生徒の命と安全を守ることを第一に考え、その児童生徒にとって今何が苦痛なのか、どんなことに困っているのかを明らかにし、その解決のために、児童生徒を取り巻く環境に働き掛けていきます。

例えば、事情を聞き取る際にも、いじめられた側、いじめた側のそれぞれに、誰が、どこで、どのように聞けばよいのかを見極め、教職員に助言します。また、チーム会議に参加し教職員と一緒にアセスメントを行い、対応方針をプランニングします。



スクールソーシャルワーカー



警察官



警察との連携には、学校の明確な方針と保護者の理解や協力が必要です。

学校における指導が限界であるにもかかわらず、「警察に協力を求めることで、保護者との信頼関係が崩れてしまうのではないか。」といった不安から「今回だけは様子を見る」などの対応をとることは、更なる被害を生むばかりでなく、児童生徒自身が立ち直る大切な機会を逃すことにもつながります。

警察の役割と連携の必要性について、まず教職員が共通理解を図り、警察との連携に関する学校の方針を明確にしておくことが大切です。その上で、あらかじめ学校の方針を保護者に示し、理解と協力を得ておくようにしましょう。

私たちスクールカウンセラーはいじめを受けた児童生徒の心のケアを行います。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の自己肯定感を低下させ、自尊感情を傷つけるため、いじめられた児童生徒は人とかかわることに抵抗感をもつようになり、場合によってはその後の生活にも影響を及ぼすことがあります。

また、いじめによって傷付いた心の状態は周囲から分かりづらく、本人も明確に表現しにくいいため、周囲から気付かれないままに深刻化するケースも発生します。スクールカウンセラーは心理の専門的な立場から、いじめられた児童生徒に対し、直接または教職員を通じて間接的に心のケアを行うことが可能です。



スクールカウンセラー



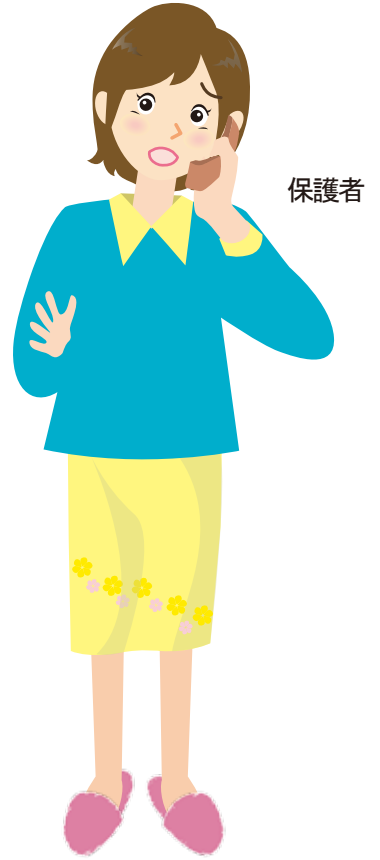


● 担任教師のこの対応をどう思いますか。自分の学校や学級を想定して考えてみてください。

(シーン7)



① 最近、うちの子、元気がないんです。
「どうしたの。」
と言っても、何も言わないし、いじめられているんじゃないかと思うのですが……。
学校での様子はどうですか？



② そのような様子はありませんが、……。
注意して見ておきます。

(シーン8)

③ 最近、困っていることはないか。
誰かにいじめられていないか。



⑤ そうか。
何か困ったことがあったら、いつでも相談しなさい。
いいね。

④ 大丈夫です。

⑥ はい、分かりました。

問題点	(シーン7)②「保護者は思い悩んだ末に相談してくる。」ということを理解していない。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童生徒の保護者は、思い悩んだ末に相談してくることが多いのです。電話を受けた段階から担任はその思いや願いを真摯に受け止め、誠実に対応しなければなりません。本人・保護者の希望に最大限添いたいという姿勢を示し、信頼を得ることが大切です。 そこで、電話ではなく、家庭訪問等で詳しく聞きたいことを伝え、保護者の思いを十分に聞き取る姿勢を示しましょう。 しかし、希望通りに対応できるとは限らないことやいじめられているという話を全て真実として対応できるわけではないこと、解決に時間がかかる場合もあることを示しておくことも大切です。

問題点	(シーン7)②保護者の希望に応えていない。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は調査を望んでいるのですから、「注意しておきます。」は「何もしない」ということになり、期待を裏切られた保護者は「いじめを知らせたのに、学校は何もしてくれない。」と、学校に対する不信感を持つようになってしまいます。また、その後いじめが明らかになった場合、学校は「いじめの可能性を伝えたのに、何もしてくれなかった。」と非難されることになります。 調査を望む保護者の思いを受け止め、調査の実施とその経過報告について伝える必要があるのです。 保護者からの訴えがあった場合、法23条に従い、担任はいじめ・不登校対策担当者に報告し、学校組織として対応していかなければなりません。担任が個人として関わるのではなく、学校が組織として対応していくことを伝えることで、保護者の安心感が高まります。

問題点	(シーン8)⑤児童生徒の気持ちをくみ取ろうとしていない。
留意点	<p>「いじめられていないか。」と質問しても「大丈夫」と答えることがあります。しかし、この「大丈夫」には以下のような意味がある場合があることを考慮し、慎重に対応する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「いじめられているけど（私が我慢すれば）大丈夫。」という意味が込められている。 ② 「告げ口」したとして、更なる報復を恐れ、「大丈夫」と言っている。 ③ いじめられていることを恥ずかしく思っていたり、保護者に知られたくないと思っていたりして、「大丈夫」と答えている。

児童生徒の「大丈夫」はSOSのサインである場合があります。児童生徒の気持ちを受けとめる姿勢を示して話を聞くとともに、「大丈夫」と答えたとしても、その後の様子を注意深く観察し、声掛けを続けていくことが大切です。



問題点	(シーン8)⑤保護者に報告していない。
留意点	<p>調査結果を報告する必要があります。保護者は調査を求め、学校からの報告を待っているのですから、当日か遅くても翌日までには第一報を報告しなければなりません。何らかの事情で聞き取りができなかったり、聞き取りに時間がかかったりする場合には、途中経過を知らせ、調査の見通しを連絡することが大切です。</p>

常に中立な立場で専門的な意見を言うことで、問題解決に導きます。

私たちスクールソーシャルワーカーは「第三者性」を大切にしています。これはいじめられた側でもいじめた側でもなく、中立な立場で双方の主張を聞いて事実を確認し、アセスメントを行い、学校の組織的な対応を支援していくことです。

事案によっては、直接児童生徒や保護者と面談したり、学校と保護者の話し合いに同席して双方の主張を調整したりすることもあります。また、学校の対応方針と保護者の意向に隔たりがある場合にも、第三者性を発揮して中立の立場から専門的な助言をしています。



スクールソーシャルワーカー



スクールカウンセラー

私たちスクールカウンセラーは先生方の後方支援を行います。

いじめ問題が発生した場合、まず矢面に立たされるのが担任の先生でしょう。自分としては誠意を持って精一杯対応したつもりでも児童生徒や保護者に思いが伝わらなかつたり予想もしない展開に陥ったりすることもあります。

そんなとき、辛い心の内を話すことができたり、苦勞を労ってくれたりする存在がいたらどれほど救われることでしょうか。学級経営を続けていくモチベーションもアップするのではないのでしょうか。

私たちスクールカウンセラーは、児童生徒との関わり方や面談の仕方などについてアイデアを提供し、後方支援をしています。

いじめた児童生徒の保護者にも指導したことを報告します。

いじめた児童生徒の保護者は、将来責任追及される場合もあることから、監督者として努力する機会を与えることが必要です。そのためにも、いじめた児童生徒に指導した内容を報告しておくことが大切です（報告しておかないと後日保護者から非難される可能性もあります）。

専門家の解説 2



弁護士

スクールソーシャルワーカーはこのような活動をしています。

スクールソーシャルワーカーの役割は、いじめ解消のために保護者や児童生徒の相談に直接の（直接支援）だけではなく、いじめかもしれないという訴えが寄せられたときに、教職員に対応の仕方をアドバイスして保護者と学校の協力関係を構築したり、一緒に面談に入ることによって教育相談がスムーズにいくようにサポートしたりする（間接支援）こともあります。面談では学校と保護者の間に立って調整したりメディエーション^{※7}したりすることもあり、保護者が学校の対応に不満を持っている場合には、保護者との二者面談を併用しながら学校との関係を調整していきます。

更に私たちは保護者と学校、教育委員会が連携して問題解決に取り組むことができるように、全体の状況を逐次把握しながら、具体的なアドバイスも行います（システム支援）。「保護者が頻繁に来校したり昼夜を問わず電話をかけてきたりする」「保護者が『謝罪の会』の開催を要求するため事態が深刻化した」といった学校からの相談、「子供が暴力被害を受け集団での陰湿な仲間外れをされているのに学校が取り合ってくれない」といった保護者からの相談等解決に時間のかかる事案の相談も数多くありますが、「誰がどのように困っているのか」を中心に考えながら、早期の問題収束を図るよう努めています。

そして、緊急事態には面談をとおして心のケアも行っています。

※7 スクールソーシャルワーカーがメディエーター(仲介者)となり、いじめの当事者双方の対話を促しながら解決策を探ること。

いじめ対応の基本は、全教職員が共通の認識をもって「いじめを許さない、いじめを生まない」学校づくりを進めることです。

しかし、学校が抱える課題が複雑・多様になる中、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、教育活動を充実していくことが必要になってきています。組織対応が必要ないじめの対応においても、専門スタッフや関係機関、そして保護者や地域が一体となり、「チーム学校」として取り組んでいくことが大切です。



聞き取り内容の記録と保管

対応過程は必ず記録する

関係する児童生徒や保護者、周辺の児童生徒から聞き取ったことは、確認できたことも確認できなかったことも「聞き取りシート」に記録します。そして、対応の過程は随時整理・記録し、保管しておくことが大切です。また、「いじめ認知事案一覧表」等を作成し、データベース化することによって、比較的軽微ないじめを繰り返し受けている児童生徒に気付いたり、学級や学年の発生状況をつかんだりすることができます。

記録する際には、「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「どのように」したのかを明確にしておくことが大切です（指導や対応についても同じ）。

● 参考例1 「聞き取りシート」※⁸

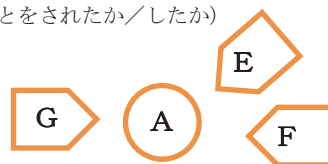
〇〇市立〇〇小学校

聞き取りシート

本シートはいじめ等の問題行動等の発生・発覚に際して、電話や面談での聞き取り内容を記録するものです。

(よみがな) 対象者氏名	6年 2組 (あおば えーたろう) 青葉 A太郎		被害・加害の別	被害 (加害) その他 ()	
聞き取り日時	11月 27日 (月)		聞き取り者	山田 B郎	
	15時から16時まで		記録者	川井 C郎	
いつ	どこで	誰から/誰が	何をされたか/何をしたか	その時の気持ち	
11/24	教室	佐藤 E司 佐々木 F也 高橋 G雄	はじめはくすぐられたり突っつかれたりしていたが、「やめろ」といったら、級友の前でズボンを取がされた。	すごく恥ずかしかった。	

●説明図 (誰に、どの位置で、どんなことをされたか/したか)



★ 本シートは、各市町村教育委員会等が定める公文書取扱い規定等に則り、適切な取扱いと保管が必要です。

● 参考例2 「いじめ認知事案一覧表※⁹」 *Excel ファイルでデータベース化

平成29年度		〇〇市立〇〇小学校											
いじめ認知事案一覧表													
No.	報告日	発生日	年組	被害児童	年組	加害児童	報告者	発見者	認知段階	態様	概要	対応	対応者
1	11月27日	11月24日	6 2	青葉 A太郎	6 1	佐藤 E司 佐々木 F也 高橋 G雄	学級担任	鈴木 H子 阿部 I美 本田 J子	II	嫌なことの強要	級友の前でズボンを脱がされた	面談・聞き取り(被害)	学級担任
2													
3													
4													
5													

※⁸ 重大事態の場合、指導要録に準じた取扱いが必要になる場合があります。

※⁹ 参考例1、2は義務教育課ホームページからダウンロードできます。

いじめ対応のポイント

■ いじめのアンケート調査のポイント

いじめの実態把握のためには、調査の目的に応じてアンケート調査の方法を選択することが必要ですが、原則として無記名・選択式で行います。

調査方式	目的	長所	短所
無記名式アンケート	学級・学校の全体的な傾向を把握する。	児童生徒が安心して回答できるため、より正確に状況を把握できる。	該当者を特定することが難しい。
記名式アンケート	いじめられている又はいじている児童生徒を発見する。	いじめの内容や該当者を特定することができるため、早期対応に活用できる。	現在進行中の事案や深刻な事案ほど訴えることを躊躇し、本当のことを答えにくい。また、学校の対応が名前の挙がった児童生徒に集中してしまう。

● 実施上の留意点

- ① アンケート調査は「いじめ」を使わない名称とし、質問事項にも「いじめ」を使用せず、「嫌な思い」や「苦痛を感じた」等の言葉を使います。
- ② 月1回程度定期的実施し、全体的な傾向の変化を把握します。
- ③ 設問を最小限に絞り込み、短時間で実施・集計できるものにします。
- ④ 回答方法は選択式にし、全員が記入できる選択肢を設定します。
- ⑤ 実施前にはアンケート調査の目的や学校の対応方針^{※10}を伝え、注意事項^{※11}を徹底させます。
- ⑥ 回答用紙の回収は教師が行い、回答者や回答内容が他の児童生徒に分からないように工夫します。
- ⑦ 回答時間をそろえるための工夫をします（いじめ根絶に向けたメッセージを書かせる等）。

● アンケート結果の活用の仕方

- ① 無記名式のアンケート調査でも、いじめの訴えがあった場合は、いじめのサインを発見するための観察体制を強化するとともに、必要に応じて教育相談等を実施します。また、学級経営や授業の見直しを図り、いじめに向かわせない学級づくりに取り組みます。
- ② 学校評価の指標として活用し、いじめ未然防止の取組の点検と見直しを行います。

● アンケートの保管

アンケートの質問票及びアンケートの結果を記録した文書は、各市町村教育委員会等が定める公文書取扱い規定等に則り、保管期間を明確に定めておく必要があります。^{※12}

■ いじめ重大事態への対応^{※13}

いじめ重大事態とは、法第28条第1項に規定されたものであり、

- 生命、心身又は財産に対する重大な被害の疑い（法第28条第1項第1号）
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（第2号）

のある事案をいいます。以下前者を「1号事態」、後者を「2号事態」と呼びます。

● 1号事態への対応（調査主体は教育委員会）

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

● 2号事態への対応（調査主体は主に学校）^{※13}

- ① 調査組織を設置（専門家等の第三者の参加）
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施（可能な限り網羅的に客観的事実を調査）
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供（適時・適切な経過報告）
- ④ 調査結果を踏まえた適切な措置
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会を通して7日以内に地方自治体の長に報告）

■ 専門スタッフや関係機関との連携

専門スタッフや関係機関との効果的な連携には、いじめ・不登校対策担当者等の連絡・調整を担う対応担当者を決めておくことが大切です。

●専門スタッフ	スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 弁護士 医師 等
●関係機関	警察(刑事課、生活安全課) 病院 福祉部局 児童相談所 鑑別所 ^{※14}

- ・ スクールカウンセラーは主にいじめの予防といじめられた児童生徒の心のケアを担当し、スクールソーシャルワーカーはいじめ事案が発生した際の対応(アセスメント、プランニング、調整等)を担当します。
- ・ 重大事態等の事実認定では弁護士等の助言を受けることが有効です。
- ・ 犯罪性のある行為が疑われるときには、躊躇せずに警察に相談することが大切です。

※10 「いじめを受けている児童生徒を絶対に守ること」、「いじめは許されないこと」等 ※11 「よそ見をしない。」「私語はしない。」「回答が終わっても静かに待つ。」

※12 「不登校重大事態に係る調査の指針（H28.3 文部科学省）」を参照。

※13 重大事態への対応については、各市町村が定める「地方いじめ防止基本方針」等を確認する。2号重大事態については「不登校重大事態に係る調査の指針」を参照。調査を実施するに際して弁護士等の助言を受けることが効果的である。 ※14 少年鑑別所法の改正により、少年鑑別所の機能が強化されている。

「学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)」は、単なる目標やスローガンを提示するものではなく、それが実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制について決めておくものであり、いわば「行動計画」です。未然防止から早期発見、対処までの一連の内容について、自校の実態に応じた具体的な行動場면을想定して点検と見直しを実施しましょう。

●●● 点検と見直しのポイント

- 1 全教職員が参加して基本方針の点検と見直しを行う。
- 2 基本方針を学校ホームページで公表するとともに、定期的に到達度を評価し保護者に知らせる。
- 3 いじめ認知件数等学校の現状を知らせ、保護者や地域と連携して未然防止に取り組む体制づくりを推進する。

1 全教職員が参加して基本方針の点検と見直しを行う

(1) 自校の現状を把握する

- ① 以下のような既存の調査等を活用して現状把握を行います。
 - ・ 学校生活アンケート、いじめアンケート
 - ・ 学校評価結果(自己評価、関係者評価、外部評価)
- ② ①の結果を分析し、自校の課題を明らかにします。

(2) 到達目標を設定する

- ① 明らかになった課題に基づいて到達目標を設定します。
- ② 1-①から到達度を具体的に測ることができる指標を設定します。

(例)

No.	指 標	現状の値	次年度の目標値
1	学校が楽しい	85%	100%
2	みんなで何かをするのは楽しい	83%	100%
3	授業に主体的に取り組んでいる	76%	100%

(3) いじめ防止対策年間計画を作成する

- ① (2)を実現するための具体的な取組を設定します(いじめ防止プログラム)。
- ② 各取組の計画は「だれが」「いつ」「どのように」等具体的に記述します。

(4) いじめ防止対策の組織を確認する

いじめ・不登校対策担当者を中心にした仮認知の組織^{※15}を位置付けるなど、校内の対応組織を明確にし、教職員一人一人が自分の役割を確認します。

2 基本方針を学校ホームページで公表するとともに、定期的に到達度を評価し保護者に知らせる

- ・ 学校ホームページでの公開、入学時や学年当初の朝会、保護者会等での児童生徒及び保護者への説明、各種通信でのお知らせ等について記述します。
- ・ いじめの認知件数や到達目標の達成状況とともに、いじめ未然防止の取組、いじめ対応の組織や体制について、学校便りで学校評価の結果とともに知らせる等、公表方法を記述します。

3 いじめ認知件数等学校の現状を知らせ、保護者や地域と連携して未然防止に取り組む体制づくりを推進する

保護者への情報提供と協働体制について具体的に記述します。

※15 仮認知の組織については、数人で構成する「いじめ認知チーム」として、担当者のほか生徒指導主事(主任)や教務主任、教育相談担当等が想定される。

宮城県生徒指導上の諸問題に関する協議会からのメッセージ

いじめをなくしていく上で最も大切なことは「いじめを生まない」ための未然防止の取組です。

全ての児童生徒が安心して存在感や充実感を感じられる学校、全ての児童生徒が活躍できる場があり自己有用感を感じることができる学校を、学校・家庭・地域が一体となっていくていかなければなりません。

しかし、一旦いじめが発生し、児童生徒が心身の苦痛を感じているとき、学校は最優先でその解消に努めなければなりません。そして、いじめを重大化させず、児童生徒の安心・安全を確保するためには、先生方一人一人が適切な対応の在り方を身に付けるとともに、学校が組織としての対応力を高めていかなければならないのです。

全ての学校で全ての先生がこの手引を活用し、いじめ問題への対応力を更に高めていただくことを期待しています。

(宮城県生徒指導上の諸問題に関する協議会委員一同)

宮城県教育委員会では、県内小・中学校におけるいじめ・不登校等生徒指導上の諸問題の改善を図るため、「宮城県生徒指導上の諸問題に関する協議会」を開催し、教育や福祉などの専門家をはじめとした有識者に幅広く議論していただき、その中で出された意見を施策に生かしています。



■ 引用・参考文献等

- ・典型的ないじめ事案対応上の問題点の説明と、問題克服のための提言（石井慎也弁護士講演資料／平成28年4月）
- ・いじめ事案への対応上の留意点（小学校・中学校）（石井慎也弁護士の講演資料／平成28年8月）
- ・生徒指導リーフ Leaf.4, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 16, 17, 18, 19, 20, 21, Leaves.1, 2（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）
- ・見て分かるいじめ防止マニュアル（仙台市教育委員会／平成26年3月）
- ・教師のための生徒指導ハンドブック（仙台市教育委員会／平成28年3月）
- ・いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ（いじめ防止対策協議会／平成28年11月2日）
- ・いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（文部科学省通知／平成27年8月4日）
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（文部科学省通知／平成25年1月24日）
- ・その他関係通知等



大河原町立金ヶ瀬小学校のCM作品から



秦野市立空野小学校のCM作品から



岩手県立岩手小学校のCM作品から



大崎市立松山中学校のCM作品から



岩手県立玉津中学校のCM作品から

■ 監修

弁護士

宮城県臨床心理士会スクールカウンセラー担当理事

こころの相談室研究所所長・宮城県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

宮城県警察本部生活安全部少年課少年相談指導官

宮城県生徒指導上の諸問題に関する協議会委員の皆様

石井 慎也 氏

早川 典子 氏

望月 晃二 氏

石原 智子 氏

■ 協力

宮城県臨床心理士会

■ 協賛

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 宮城支部

表紙の写真は、平成28年度「みやぎ小・中学生いじめゼロCMコンクール」において、優良賞を受賞した気仙沼市立唐桑中学校生徒会3年生の皆さんです。